

松江市告示第65号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

松江市長 上 定 昭 仁

路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
15861	中 尾 商 業 団 地 1 号 線	松江市上東川津町字佐田法1138番2地先 " 下東川津町510番1地先	令和4年3月14日	1	
15862	中 尾 商 業 団 地 2 号 線	松江市下東川津町487番2地先 " " 字塚田507番1地先	令和4年3月14日	1	